

(参考)

## 昨年度の年次レポートにおける「新たな課題への対応」のその後の状況

平成26年度版年次レポートにおいて「新たな課題への対応」として「災害時要援護者支援体制の推進」及び「在宅医療の推進」について、取組の方向性を明らかにしました。

その後、「災害時要援護者支援体制の推進」については以下のとおり取組が進められました。

なお、「在宅医療の推進」については前掲「特集 (2) 在宅医療の推進」で記載しています。

### 【災害時要援護者支援体制の推進】

東日本大震災の教訓を踏まえ、市町村における要配慮者支援の充実と、被災地への福祉人材の派遣を含む都道府県単位でのネットワークの構築が求められる中、本県では、愛知県地域防災計画において県の役割として定める市町村支援、広域調整について取組を進めてきました。

#### 1 市町村域を越える広域支援の仕組みづくり

職能団体、事業者団体、愛知県社会福祉協議会などの関係者による「愛知県災害福祉広域支援体制整備検討会議」を設け（平成26年8月）、広域支援の仕組みについて検討をしました。

検討の結果、本県における災害時の要配慮者の広域支援を検討・推進する組織として「愛知県災害福祉広域支援推進協議会」（以下「推進協議会」）を設置するとともに、被災市町村への福祉人材派遣の仕組みとして「愛知県災害派遣福祉チーム（愛知DCAT）」を創設することとなりました。

今後は、推進協議会を中心に関係者との連携を図りながら、要配慮者の支援を進めていきます。

#### ○ 愛知県災害福祉広域支援体制整備検討会議開催状況

第1回 平成26年8月19日（火）

第2回 平成27年1月27日（火）

第3回 平成27年3月19日（木）

## 2 市町村内における要配慮者支援の体制整備の促進

### (1) 市町村災害時要援護者支援体制マニュアルの改訂

本県では、阪神・淡路大震災を契機に、市町村において、災害時に要配慮者を支援する際に留意する事項や、参考となる事項をまとめたマニュアルを作成し、これまでに2回の改訂を行っております。

東日本大震災を契機とした災害対策基本法の改正と、法改正を受けて内閣府から「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」と「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」の二つの指針が示されたことにより、平成26年12月にマニュアルの第3次改訂を行いました。

改訂にあたっては、障害者団体が参加する会議により検討を行い、要配慮者の意見をマニュアルに反映させるとともに、市町村に作成が義務付けられた避難行動要支援者名簿に関する事、避難所における要配慮者支援に関する事など、内閣府の二つの指針の内容を踏まえました。

#### 市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル（第3次改訂）※

##### <第1部 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組>

- ・ 避難行動要支援者名簿の作成、発災時における名簿の活用等
- ・ 関係機関等との連携 等

##### <第2部 避難生活における要配慮者支援>

- ・ 指定避難所の指定
- ・ 福祉避難所の整備
- ・ 在宅避難

※これまで、「災害時要援護者」という用語が広く使われていたが、今回の災害対策基本法の改正において「要配慮者」及び「避難行動要支援者」という用語が規定され、マニュアルでは「要支援者」及び「避難行動要支援者」という用語を使用。（「要援護者」＝「要配慮者」）

## (2) 社会福祉施設の災害時対応力の強化

福祉避難所としての役割が期待される入所型社会福祉施設の事業継続計画(BCP)の策定を促すとともに、行政として必要な情報を得ることを目的に、入所型社会福祉施設に対し事業継続計画(BCP)策定状況等について調査を実施しました。

「主な入所型社会福祉施設における事業継続計画(BCP)策定等状況調査結果」概要

- 調査対象：県内入所型社会福祉施設の454施設(特別養護老人ホーム、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、障害者支援施設)
- 調査期間：平成27年1月23日から平成27年2月13日
- ・事業継続計画(BCP)の策定：策定済 22.4%
- ・災害時に維持すべき機能や運営水準の検討：検討済 70.1%
- ・災害時に継続する業務、中止・縮小するサービスの検討：明確化済 24.4%
- ・災害時の職員の参集基準：設定済 64.0%
- ・災害時の職員の参集状況の想定：想定済 50.1%
- ・自家発電機の所有：所有済 75.9%
- ・衛星電話(衛星携帯)の所有：所有済 11.9%
- ・入所者と職員の3日分の飲料水と食料品の備蓄：備蓄済 93.1%
- ・福祉避難所としての指定：指定済 49.0%
- ・災害時の他施設との相互応援協定：締結済 44.0%

今後は、職能団体、事業者団体、愛知県社会福祉協議会で構成する「愛知県災害福祉広域支援推進協議会」を開催し、この調査結果を参考にしながら適切な要配慮者への広域支援体制の確立について検討を進めていきます。